

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和35年11月26日から36年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年11月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和35年11月から36年6月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA事業所における資格喪失日は昭和40年3月1日であると認められることから、申立期間②に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年11月18日から36年7月1日まで
② 昭和39年1月26日から40年3月1日まで

私は昭和31年4月から41年6月までの間、申立事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私が同事業所で途切れることなく勤務していた事実は、同事業所からもらった賞状からも証明できると思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録等により、申立事業所等における申立人の被保険者資格の記録は確認できない上、申立人が当該期間前の昭和31年4月15日から35年11月18日までの期間において被保険者資格を有するB事業所は同年12月1日付けで全喪していることが

確認でき、当該事業所は申立期間①のうち、同年11月18日から同年12月1日までを除き、適用事業所となっていない。

しかしながら、A事業所が昭和39年1月7日付けで申立人へ発行した勤続10年を経ていたことを示す賞状、当該事業所において申立期間当時勤務していた同僚の供述などから、申立人が申立期間①及びその前後を通じてB事業所及び当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、登記簿により、A事業所は、昭和35年11月26日付けで解散登記されたB事業所と同一の所在地に、同日付けで設立登記されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管するB事業所及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、後者の新規適用日（昭和36年7月1日）に当該事業所で資格を取得している申立人を含む被保険者20人のうちの14人が、前者の事業所においても被保険者資格を有していることが確認できること及び申立人、同僚の供述などから、両事業所は実質的に同一の事業所であるとともに、A事業所は、設立登記された35年11月26日から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、両事業所において厚生年金保険の加入記録のある被保険者から、「申立期間①当時、A事業所から社会保険料を控除されながら、加入手続を行ってもらえなかった。」、「保険料は返還してもらわなかった。」などとする、具体的で、かつ、信ぴょう性のある供述が複数得られたことから、申立人についても、仕事内容や雇用形態の変化も無く、B事業所からA事業所へ転籍し、後者の事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A事業所において申立期間②当時勤務していた同僚の供述などにより、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日は昭和39年1月26日と記録されている。

しかし、当該被保険者原票により、申立人のほか6人の被保険者について、資格喪失日の約8か月後である昭和39年10月1日付けの標準報酬月

額の定時決定に係る記録が取消処理されていることが確認できる上、6人のうち1人については資格喪失日の約1年3か月後である40年5月1日付けの標準報酬の改定に伴う記録が取消処理されており、ほかの1人については資格喪失日の約1か月後の39年3月4日からの健康保険の療養の給付の受給記録が記載されている。また、社会保険事務所が、資格喪失日の約1年5か月後の40年6月23日に、上部機関に対し資格喪失に関する進達を行っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和39年1月26日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人は途切れることなく申立事業所及びその関連事業所に勤務していたとしているところ、当該期間直後の40年3月1日に関連事業所のC事業所において資格を取得していることを踏まえると、申立人のA事業所における資格喪失日は40年3月1日であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、取消処理前の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

鹿児島厚生年金 事案 269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から54年10月1日まで

私は、昭和48年2月から56年6月までの期間、B社（現在は、C社。）及びその子会社のA社で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。

私が在籍していたA社及びB社は、申立期間当時、同一事務所内にあったので、私としては、両社間の異動はグループ会社間の異動と認識していた。

申立期間のうちの5か月分の給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社における厚生年金保険の加入記録のある複数の元同僚の証言などから、申立人が両社に継続して勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録では、昭和53年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額について、資格喪失日と同一日の昭和53年9月1日付けの随時改定及び申立期間直後の54年10月1日付けの定時決定の記録が二重線により取消処理されていることが確認できる上、申立人の健康保険証が資格喪失日から約1年2か月後の54年11月19日に返納された旨記録されているなど、不自然な記録が散見される。

また、申立人が保管する給与明細書（申立期間のうち、昭和54年2月から同年5月までの期間及び同年9月の計5か月分）には、厚生年金保険料の控除金額が記載されており、その形状や記載内容に不自然な点は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する申立期間当時の給与明細書及び取消処理前の昭和53年9月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和59年8月1日に全喪している上、C社では、申立期間当時の人事記録や社会保険関係書類は無いとして、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島厚生年金 事案 270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

私は、A事業所に昭和62年4月1日から63年3月31日までの期間、引き続き勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する出勤簿及び申立期間直後から申立人が勤務している事業所が保管する関係書類等により、申立人は、申立事業所に昭和63年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和62年10月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、今回の申立てに先立つ平成20年11月5日に、申立人の資格喪失日を昭和63年3月31日から同年4月1日へと訂正する

旨の届出を行っていることが確認できる上、当該事業主が、申立人の資格喪失日を63年4月1日と届け出たにもかかわらず、これを社会保険事務所が同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る63年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和25年10月にA社へ就職して以来、平成4年5月に退職するまでの42年間、同社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、人事異動により、昭和35年4月1日にA社B工場から同社C工場へ転勤しているが、その直前の2か月間の加入記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録等により、申立人は、昭和25年10月から平成4年5月まで継続して同社及び関連事業所に勤務し（昭和35年4月1日に同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の社会保険関係書類が無いとして、厚生年金保険料の控除状況等は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことなどから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島厚生年金 事案 272

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年8月から16年5月までは38万円、同年6月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年8月から16年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月から16年7月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が30万円となっているが、私が保管している給与支払明細書では、38万円の報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されている。

このため、私は、申立事業所に適正な標準報酬月額の訂正を求めたところ、当該事業所では、誤りがあったとして社会保険事務所へ取得時報酬訂正届を提出したものの、社会保険事務所では、消滅時効の2年を超えているので訂正したとしても年金額には反映されないと説明している。

申立期間について、控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人が給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う申立期間の標準報酬月額については、38万円であることが認められる。

また、申立人が保管する給与支払明細書により、申立期間における申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成15年8月から16年5月まで

は 38 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 22 万円であることが認められる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額から、平成 15 年 8 月から 16 年 5 月までは 38 万円、16 年 6 月は 36 万円とすることが妥当である。

一方、平成 16 年 7 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が 30 万円であり、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、平成 15 年 8 月 1 日に社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。